

議事日程第4号

平成27年9月7日(月)

第1 議案上程(議案第65号から第72号まで及び報告第10号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
14番 船木 正博	15番 中田 謙三	16番 小松 穂積
17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志
20番 三浦 利通		

欠席議員(1人)

13番 畠山 富勝

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
局長補佐	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	杉本 俊比古
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	佐藤 盛己
産業建設部長	原田 良作	教育次長	目黒 重光
企業局長	安藤 恒昭	企画政策課長	菅原 信一
総務課長	藤原 誠	財政課長	八端 隆公
税務課長	山田 政信	生活環境課長	渡部 源夫
健康子育て課長	伊藤 文興	介護サービス課長	水戸瀬 重孝
福祉事務所長	夏井 正士	農林水産課長	中田 和彦
観光商工課長	飯澤 主貴	建設課長	三浦 秋広
病院事務局長	柏崎 潤一	会計管理者	目黒 雪子
学校教育課長	吉田 雅美	生涯学習課長	加藤 秋男
監査事務局長	畠山 喜代和	企業局管理課長	菅原 長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時16分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第65号から第72号まで及び報告第10号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第65号から第72号まで及び報告第10号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

17番土井文彦君の発言を許します。土井議員

○17番（土井文彦君） おはようございます。

私からは、議案第67号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について、お伺いします。

現在の斎場では施設管理及び受付業務は市の嘱託職員が行い、火葬清掃業務は業務委託する業者が運営することになっています。これは互いにチェックできる体制であり、ほどよい緊張感もあることから、よい形での分担業務と言えます。連絡調整さえ整えばよいと考えますが、そこで次の3点についてお伺いいたします。

（1）男鹿市斎場の設置目的と施設と火葬炉の寿命についてお伺いいたします。

（2）指定管理制度に移行する必要性について、メリット・デメリットも含めてお伺いいたします。

（3）業務委託での問題点について伺います。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） おはようございます。

それでは、私から斎場条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

まずはじめに、男鹿市斎場の設置目的であります。これにつきましては、現在の

斎場は昭和63年2月から供用を始めております。設置目的としましては、墓地埋葬等に関する法律の規定に基づく火葬場としまして、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から、支障なく火葬が行われることを目的としております。

また、施設の特異性から人生の終焉を迎える施設となっております。死亡した人のその尊厳を保持するため、十分な注意をもって管理運営をすることも、市民の信頼にこたえることということで施設の運営を行っております。

それから、施設と火葬炉の寿命であります。本施設は先ほども申しましたが昭和63年2月から供用開始しております。通常、火葬炉につきましては、15年から16年が耐用年数とされております。それ以降、大規模改修が必要ということになっておりますが、本斎場におきましては平成16年・17年に一部火葬炉の補修を行っております。また、平成24年にも火葬炉の修繕等を行っておりますが、今後、大規模な改修は必要なものと考えております。

次に、指定管理に伴う必要性であります。

本施設につきましては、先ほど議員も申されましたが、管理運営につきましては市の嘱託職員が行い、火葬清掃業務につきましては民間の事業者へ委託をして運営をしております。この中で問題になるのが施設管理を行う受付業務であります。現在、市で雇用する嘱託職員が行っております。業務が特殊であるということ、それから平成26年の斎場の火葬の件数ですが、615件ございました。この施設の休館日というか休みは一日ですので、364日で割りますと、1日当たり1.7件という状況で、多数の利用がございます。その関係で、嘱託職員の人員確保が大きな問題となっております。

また、本施設につきましては、昨年3月まで開設当時から行った業者が、継続して行うということができないということで、昨年4月から公益社団法人男鹿シルバー人材センターへ業務を委託した経緯がございます。ですから、メリットとしましては、委託することによりまして、集中した時間帯に配置されるなど、職員配置が民間業者に指定管理した場合、効率的に行われることで地域住民の方へのサービスが向上すると考えております。

また、デメリットとしましては、先ほど議員も申しましたが、行政のチェックが間接的になって、お互いのチェック機能が働かないということですが、これにつきまし

ては施設の効率的な運営を図るために定期的な業務執行状況の確認等、今後するという事で、そのデメリットと考えられることについては解消したいと考えております。

今後の業務委託の問題点であります。まず、今現在、シルバー人材センターからやっていただきまして、業務をやる上で支障はないものと考えております。

ただ今後、先ほど申した炉の改修、それから施設等外壁の改修、それから内部の照明等の改修等、それらを解消しまして、市民の利便性を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。土井議員

○17番（土井文彦君） 斎場の設置目的並びに施設と火葬炉の寿命については、承知いたしました。いずれ多大なお金がかかっていくということだと思いますので、そこはきちっとした形で計画を立てていただきたいと思います。

あとは、指定管理した場合のメリット・デメリットではありますが、おっしゃるとおりだとは思いますが、一番なのは、この指定管理することによって効率的経営などによる管理運営経費の削減ということが、一番指定管理のいい点だと思いますが、その経費の削減というのはされているものでしょうか。そこだけ一点お伺いします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） お答えいたします。

経費削減につきましては、この後、10月から指定管理の募集を行います。それで、先ほど申しましたとおり、集中して行う場合、今の体制でいきますと市と業者、二つございます。ですので、委託した場合、効率的に使えるということで、その面での経費削減が図られるものと考えております。

また、本来この施設の大きな目的が市民の利便性ですので、そこら辺も考慮してまいりたいと思っています。

○議長（三浦利通君） 17番土井議員

○17番（土井文彦君） 経費削減が図られなければ指定管理する意味がないので、そこはきちっとした形で削減を検討していただきたいと思います。

あとですね、市で管理している受付業務は非常に評判がよくてですね、市民からも喜ばれておりますので、この場をお借りして申し上げたいと思います。感謝申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 17番土井文彦君の質疑を終結いたします。

次に、14番船木正博君の発言を許します。14番船木議員

○14番（船木正博君） おはようございます。

私も今、土井議員と同じ男鹿市斎場条例の一部を改正する条例、これに質問ですけれども、ほぼ土井議員と同じようなことですが、人生の終焉を迎える場所として大切な場所でございますので、同じような質問になりますが聞いておきたいと思っています。

以前、決まった業者がずっとやっていて、専門的に手慣れた人が、まず火葬業務とかやっていたわけですが、その業者がやめられて、そしてまた今、新しい人がやっているということですが、これ今、大変何ていう特殊な職業でございますので、大変なことだと思いますので、今も聞きましたけれども、今の状況はどういうふうになっているのかですね、今までの経緯など実態をもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。

それから、指定業者募集ということですが、余り特殊なもので、そんなにめったにいたとは思われません。ということで、市内、もしくはいなければ市外あたりでもそういうふうな予想されるような業者を把握してるのでしょうか、そういうところも一緒にお願いします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） お答えいたします。

さきの昭和63年2月から業務を開始した際に委託をしていた業者につきましては、その火葬業務を行う技術者の確保が難しいということでやめた経緯がございます。それで、きょねんの4月から新しくシルバー人材センターへ業務を委託しております。ただ、委託業務をしているわけですが、この委託業務する場合、火葬炉については特殊な工程になりますので、これについては設置したメーカーの方から、慣れる

まで指導を受けるという体制をとっております。

次に、業者であります。今現在、指定管理した場合としまして、市内に斎場を有している事業者、それから、当然現在、火葬業務を行っている事業所、その他火葬業務に精通する技術者を確保できる事業者を、この後の指定管理の対象と考えております。

なお、火葬に伴いまして必要な国家的な技術等につきましては、不要ということで、その火葬炉を運転できる技術があればいいということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。船木議員

○14番（船木正博君） どうもありがとうございます。

今、説明聞きましたけれども、火葬業務も特別な業務でございます。技術を要する仕事とかですね、誰でもすぐできるというものでもないと思います。今までもかわったときに大変苦勞なされたと思いますけれども、その際にですね担当者に、何ていうんですか、訓練とか講習、メーカーから来て指導を受けたということでございますけれども、その辺のところはしっかり訓練なり講習を受けて、熟練まではいきませんでしょうけども、ある程度なれた状態でやってもらったのかどうかですね。前の人だと、意外と納骨のときも、いろいろ説明したりして、遺族の方にもケアはしていましたので、そういうふうなこともなされていたのかですね、ということで、それが難しくてもまたかわるのかどうかわかりませんが、そういうふうな感じでおりますので、そういうふうなですね訓練、これからその熟練するために、市の方ではどういうふうな考えでもってこれから進めていくのか、もう一度お聞きします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） 新たな業者が入った場合の、その技術のつながり、継続して支障なく火葬業務が行われるための考えとしまして、まず前回、昭和63年2月からやった業者につきましては、先ほど申しましたように昨年3月で業務をやめたわけですが、その場合でも約1カ月ちょっと、そのままシルバー人材センターの方へ業務のつなぎについてのご指導はいただいております。それに加えて炉のメーカーか

ら、その使い方についてご指導いただいております。

この後につきましても新たな事業者に指定管理になった場合も、引き続き途絶えることなく技術を伝えるということで考えています。

また、ことし、この後考えていることなのですが、この後も継続して行うわけですが、県内の他市の斎場に研修に行きまして、そのやり方について確認をしたいと思っております。本市の場合は1月1日、一日だけの休館となっておりますが、県内他市の場合、いろいろ休みがございまして、研修する場が持てる状況にありますので、今度そちらの方へも見にいきたいと考えております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。船木議員

○14番（船木正博君） 今説明ありましたことをしっかりやって、すばらしい斎場にしていただければありがたいと思います。

ということで、指定管理者制度ということで今回やるということで、先ほども指定管理者制度のことで審議がありました。私はこういうふうな施設は、この指定管理者制度の方が似合うんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますけれども、はたまた指定管理者制度のことについて、ちょっと触れたいと思っておりますけれども、今回の観光物産道の駅、複合施設ですね、あれも指定管理者制度になるという、そういうふうな何か今、動きのようございましてけれども、私、前にもいろいろ申し上げておまして、この前の一般質問で言ったんですけれども、指定管理者制度の危うさというか、その大変なことをですね、やはり経営も甘くなるし、最初から行政の方で面倒見てやったら、やっぱりそれだけの何というか失敗比率といいますか、そういうふうなもの、かなり多くなるということで、やはりこの指定管理者制度は、そういう販売施設とかそういうところには、そぐわないんじゃないかなと、私はそういうふうに考えております。たくさんの議員の中でも、そういうふうな考えを持っている方が多いわけございましてけれども、そういうふうなまず指定管理者制度じゃなくてですね、やっぱりあそこの場合はですね、複合施設の場合は、やはり、できれば公民連携施設にしていただければありがたいんですが、公設民営としていますよね。できるだけ民営の感覚のところということで、できればですね運営主体はやはり株式会社にするのか、あるいはその中に入っている業者が組合をつくって、そういうふうな運営していくのか、やっぱりその運営主体が主体となって、市じゃなくてね、運営主体が主体となっ

てやっぱり管理運営されていかないと、やはりまずいんじゃないかと、そういうふう
に思いますので、その指定管理者制度ですね、ここ斎場の場合はいいんですけども、
もう片方、そっちの方は、やはり指定管理者制度というのは、ちょっとそぐわない、
それでまた指定管理者になると、やっぱり業者の意欲というかそういうものも意外と
薄いし、気力も余り見受けられないので、いろんなそういうふうな指定管理者制度、
第三セクターあたりが不況なわけでごさいます、そういうふうな観点からですね、
やはり指定管理者制度というのは、私はよっぽど吟味して当たって、そのよしあしを
考えてやらなければいけないと、そういうふうに思いますので、今回の複合施設は指
定管理者制度にもっていくなどというのは、もってのほかだと私は思っております。

それから、道の駅化するという話なんですけれども・・・。

(「議案質疑だや」と言う者あり)

○14番(船木正博君) ということ、その指定管理者制度、そのですね、また後に
するんですけども、指定管理者制度、この斎場の場合はいいんですけども、今回の
複合施設とどういうことかということの後ほど予算委員会の方でも質問させていただ
きますので、検討願えればありがたいと思います。ということでごさいます。何かあ
りますか。

○議長(三浦利通君) 船木議員、今の質問の内容については、本議案に対する質疑で
ないような中身ですので、この後、予算特別委員会等で駅前周辺開発事業の指定管理
者制度にかかわることについては質疑をやっていただきたいと思いますが、今の斎場
にかかわる指定管理者制度については、答弁を求めますか。

○14番(船木正博君) じゃあ指定管理者制度、先ほどの答弁で結構でごさいますの
で、いいです。

○議長(三浦利通君) 14番船木正博君の質疑を終結いたします。

○14番(船木正博君) ということ、ありがとうございました。

○議長(三浦利通君) 次に、15番中田謙三君の発言を許します。15番中田謙三議
員

○15番(中田謙三君) 前、お二人と同じ議案第67号です。若干、土井議員と、ま
た船木議員とは違った意見を持って発言したいと思います。

私は、指定管理者というのは、民間の効率的な経営感覚、それから経費削減、サー

ビス向上というような、そういうことをまず目指してやるべきもの、また、そういう施設がふさわしいのかなと思いますけれども、私が思うには、斎場というのは特殊な業務内容、それから、私は精神的な施設ではないのかなと思います。そういう中で指定管理者ということは、私はそぐわない、全く船木議員とは違う話を今させていただきます。

先ほど土井議員も触れておりましたけれども、私は今の受付業務のことに関すれば、非常にまず一市民として、先日も火葬に立ち会う場がありました。その場において私が見た話を今させていただくわけですが、受付業務、それはわかるわけですが、火葬清掃の部分は、それこそなかなか私ども人目に触れるようなことではないと思います。私が今話するのは、受付業務、当然お出迎えはするわけですね。そして先般ですが、私が見た限りの話をさせていただければ、見送りがなかった。やっぱりそういう嘱託の職員がどういうマニュアル、どういうことでもって業務に当たっているかはわかりませんが、私が話すのは、当然火葬、それから収骨があって、埋葬許可を渡して、それから葬列なりを組むためのそういう一つの配慮があって、必ず出迎え、それからお見送りがあっていいのではないかなって私は思っています。その点においては、私が見た限り、亡くなられた方に対する、何とか寄り添う気持ち、それから、亡くなられた方に対する尊厳が足りないのではないかな、そのように思います。私はやっぱり出生証明があって、それから、この地域で一生をまっとうして、それでもって最後は誰しも通るこの火葬業務、そして墓地埋葬という、そういう一連のことの中において、最初と最後はやっぱり直営で、ちゃんとことをしていかなければいけないのではないかなって私はそう思います。

また、経費削減の部分、先ほど利便性とか集中的な部分とか職員管理の部分で、これから指定管理を目指すんだという話ですが、経費の面でいけば、当初予算ですが、平成25年が2千400万円、平成26年が2千600万円、平成27年が工事請負費350万円含んでいますけれども2千900万円、そういう数字になっています。本当にこれ、経費節減していいものなのかどうか、私はそう思います。ですから、提案してきた以上、これみんなで考えるわけですが、以上なことからすれば、非常にまず指定管理する施設にそぐわないのではないかな、この点思っていますので、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） お答えいたします。

まず、斎場の本来の目的は、先ほど議員が申されたとおり、死者の終焉を迎える施設として、死亡した人の尊厳を保持するため、十分な注意を払って管理運営を行って、市民の信頼にこたえることを斎場の施設目的としております。

施設の管理としまして、業務に当たりましては、仕様書等をもって業者とやり取りしております。ただ、議員がおっしゃりました市の嘱託職員のその出迎え、お見送り、それがなかったということについて、ちょっと把握しておりません。ただ、本来この施設が持つ意味というのが、まず死亡した人の尊厳を保持する、そして市民にこたえるという施設ですので、それについては今後、注意を払っていきたいと思っております。

それから、経費削減であります。予算書にあります予算内容を見ますと、毎年修繕費等がかかっております。その分で毎年の額の増減はあるかと考えております。

ただ、その額そのものを削減してサービスが低下するということは、あってはならないことですので、そこら辺については十分配慮してまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。15番中田議員

○15番（中田謙三君） 「市民にこたえる」という言葉の部分で、私が今回、指定管理に至るまでの間に、内部で詰めた部分があると思います。実際に業務がどういうふうに行われているか、その辺をちゃんと把握してて、今現在、私がさっき言ったように、ちゃんとそれを亡くなられた方に対して、やっぱり心を込めたというか、そういうことが行われていて、なおかつそれを上回るサービスを提供する、そしてまた市民の期待にこたえる、それならわかるわけです。私がここでまたとやかく言えば、いろんな部分で差し障りのある方も出てくるでしょうけれども、私は今、お見送りの話もさせていただきましたが、過去にこういう事例も見ました。最後にお供えする供物、それからお花がありますよね。最後に収骨業務に入る前に、その前の祭壇を、要は片付けるわけですが、そのお花を土間に置いて、何ていうかな、そういう事例を私は見ました。ですから、一つ一つそういうことが、ここにおられる方、

携わる方が、ちゃんとチェックしてて、なおかつその指定管理に向けて、こういうところは一層のサービス向上に努めなければいけないのではないかなと、そういうものがあって初めて言えることではないのかなと。そのことがないから、私はまず指定管理すること自体、指定管理にそぐわないんでないかな、精神的な施設だよということを先ほどから申しています。何とかそのあたり考えた中で、一つ一つの業務なり、それこそ特殊な部分でどういうことを私が言えるのかわかりませんが、その辺を考えた中で進めていただければなと思いますので、その点いま一度お願いします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） お答えいたします。

先ほど議員が指摘されたことにつきましては、あってはならないことですので、これにつきましては本来、今やっている業務については再度見直しをして、市民のご期待にこたえる施設に再度していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。15番中田議員

○15番（中田謙三君） じゃあ最後に。

先ほど、お花の部分は今、改善されて、そのことは私も把握してますので、よかったのかなと思っていますけども、あと、このような県内で類似施設というか、指定管理しているような施設があるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（三浦利通君） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤盛己君 登壇】

○市民福祉部長（佐藤盛己君） 県内の状況であります。県内では大館市が平成22年度から、それから、五城目町が平成18年から指定管理をしている状況にあります。

以上です。

○議長（三浦利通君） 15番中田謙三君の質疑を終結いたします。

○15番（中田謙三君） ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第66号から第69号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(三浦利通君) 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第70号から第72号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号から72号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○議長(三浦利通君) 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第65号については、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員19人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号については、議会選出監査委員を除く議員19人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月9日、午前10時より、議事堂に招集いたします。以上、告知いたします。

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(三浦利通君) お諮りいたします。明日8日から16日までは議事の都合によ

り休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、明日8日から16日までは議事の都合により休会とし、9月17日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さんでした。

午前10時51分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 68 号 男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 男鹿市と秋田県との間の行政不服審査会の事務委託について

教育厚生委員会

- 議案第 66 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 70 号 平成 27 年度男鹿市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 71 号 平成 27 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 72 号 平成 27 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

決算特別委員会

- 議案第 65 号 平成 26 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

